

令和3年11月25日開会

議会運営委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和3年11月25日（木）  
午後0時30分開会  
場 所 米子市淀江支所 第3会議室

- 1 開 会
- 2 協議事件
  - (1) 定例会の議事日程について
  - (2) 地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の変更及び追加について
  - (3) 組合議会会議規則の改正について
  - (4) その他
- 3 閉 会

~~~~~

出席委員（5名）

委員長	今城 雅子	副委員長	米本 隆記
委員	戸田 隆次	委員	足田 法行
委員	山本 芳昭		

~~~~~

## 欠席委員（0名）

~~~~~

出席議員（2名）

議 長	岩崎 康朗	副議長	森岡 俊夫
-----	-------	-----	-------

~~~~~

## 当局出席者

事務局長 三上 洋 事務局総務課長 生田 公志

~~~~~

議会担当職員

書記長 針田 智子 書記 近藤 隆

~~~~~

## 1 開 会

(午後0時30分 開会)

○**今城委員長** それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

~~~~~

2 協議事件

○**今城委員長** 早速でございますが、日程2、協議事件に入りたいと思います。1、定例会の議事日程についてを議題としたいと思います。担当からの説明をお願いいたします。

○**針田書記長** はい。

○**今城委員長** 針田書記長。

○**針田書記長** 事前にお送りいたしました資料のうち、資料1-1から1-3までを使って説明をさせていただきますけれども、まずはお詫びを申しあげます。当初、本日の定例会の招集通知とともにお送りいたしました資料に誤りがございましたことから、別便で資料1-1及び1-3の差替え分を追加で送らせていただいております。御迷惑をおかけいたしましたして、申し訳ございませんでした。それでは、本日の議事日程について御説明いたします。資料1-1、定例会の全体の日程(案)を御覧ください。この議会運営委員会に引き続きまして、午後1時から組合議会定例会を開会していただきます。なお、景山議員から、本日御都合により会議を欠席されるとの御連絡をいただいております。本日の議事でございますが、まず、諸般の報告といたしまして、説明のため出席を求めた者の報告、例月出納検査及び定期監査の結果報告、の報告と、議会閉会中の本組合議会議員の異動報告をしていただきます。異動の内容は、議会閉会中の7月4日に江府町議会選出の上原議員が任期満了となられまして、新たに三好議員が選出されたものでございます。三好議員

につきましては、8月10日開催の全員協議会におきまして、一旦御紹介いただいておりますが、改めて本会議の場において御紹介いただくものでございます。次に、議会閉会中に選任いただきました議会運営委員、各常任委員、特別委員の選任報告をしていただきます。委員の選任状況につきましては、資料1-2の名簿のとおりでございます。米子市議会、境港市議会及び西部町村議会議長会、それぞれにおきまして、御協議いただきました結果を受けて選任いただいたものでございます。また、併せまして議会運営委員会の正副委員長の内選結果の報告もさせていただきます。続きまして、日程第1は、議席の指定でございます。江府町議会選出の三好議員の議席の指定を行っていただきます。次に、日程第2は、会議録署名議員の指名でございます。本日は、国頭議員と山本議員の指名をしていただきます。次に、日程第3は、会期の決定でございます。本日1日でお諮りいただきたいと思います。次に、日程第4は、管理者の議案上程でございます。本日は、議案第11号から第14号までの4件を一括議題としていただきます。一括議題の内訳でございますが、専決処分されました補正予算についての議案が1件、条例の制定についての議案が2件、決算認定についての議案が1件の計4件でございます。この4件につきましては管理者の提案理由説明の後、日程第5の、組合事務一般に対する質問に移っていただきたいと思います。11月18日の正午を通告期限としておりました一般質問につきましては、全議員に御報告いたしておりますが、通告順に勝部議員、石橋議員及び戸田議員から発言通告書の提出がございました。通告の内容は、勝部議員から、消防職員に関する人事評価制度の運用状況等について。石橋議員から、一般廃棄物第2処分場について、西部広域行政管理組合職員の勤務の実態について。戸田議員から、住宅用火災警報器について、うなばら荘の民間譲渡について、廃棄物処理施設整備について、でございます。次に、日程第6でございますが、議案に対する質疑を行っていただきます。11月22日の正午を通告期限としておりました議案質疑につきましては、勝部議員から発言通告書の提出がありましたので御報告いたします。質疑の内容は、議案第11号、専決処分について、令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第2回、令和2年度決算に係る主要な施策の説明書について、の2点でございます。質疑終了後の委員会付託でございますが、議案第11号につきましては、補正予算でございますので、議会にお諮りいただいた後、予算審査特別委員会へ、議案第12号及び議案第13号につきましては、資料1-3、委員会付託区分表のとおり、民生環境常任委員会に付託していただくという運びになります。総務消防常任委員会への付託議案はございません。なお、議

案第14号の決算認定につきましては、7名の委員で構成する決算審査特別委員会を本日設置し、当該委員会に付託することについてお諮りいただきたいと思います。その後、特別委員の選任を行っていただきます。委員の選任でございますが、先ほどの常任委員会等と同様に、米子市議会、境港市議会及び西部町村議会議長会、それぞれで御協議いただいた結果を受けて選任いただくものでございます。ここで、委員会審査のため暫時休憩としていただきます。委員会審査でございますが、常任委員会を総務消防、民生環境の順に開催いただき、常任委員会終了後に決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の順に開催いただきます。開催場所は、いずれも議場でございます。各常任委員会は、9月1日の委員改選に伴い、正副委員長が空席となっておりますので、それぞれ年長の委員を臨時委員長として、委員長の互選を行っていただき、その後、総務消防常任委員会では、副委員長の互選及び所管事務調査を、民生環境常任委員会では、副委員長の互選、付託議案の審査及び所管事務調査をお願いいたします。次に、本会議で設置されました決算審査特別委員会では、まず年長の委員を臨時委員長として、委員長の互選を行っていただき、その後、副委員長の互選及び付託議案の審査をお願いいたします。次に、予算審査特別委員会では、付託議案の審査を行っていただきますが、本日、勝部副委員長から辞任願が提出されておりますので、審査前にまず、辞任許可についてお諮りいただいた後、副委員長の互選をお願いいたします。予算審査特別委員会終了後、本会議を再開していただきます。再開後は、まず、議長から、各委員会の正副委員長の互選の結果を報告いただきまして、その後、民生環境常任委員会、予算審査特別委員会の順にそれぞれの委員長から、審査結果の報告をしていただきます。委員長の報告終了後、委員長報告に対します質疑、討論を経まして、議案第11号から議案第13号までの3件を順次採決していただきます。続きまして、議案第14号の決算認定でございますが、決算審査特別委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたら、これを日程に追加し、議題とすることをお諮りいただいた後、採決していただきたいと思います。以上が、本日の定例会の全日程でございます。よろしくお願いたします。

○今城委員長 担当から、定例会の議事日程についての説明がございました。委員の皆様、何か御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 では、ないようですので、定例会の議事日程につきましては、このとおりといたしたいと思います。次に、協議事件2、地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の変更及び追加について

を議題としたいと思います。本件につきましては、10月29日に当局から説明を受け、委員の皆様には一度持ち帰っていただいております。前回懸案となっていた事項もありますので、当局からの説明を求めます。

○生田総務課長 はい、委員長。

○今城委員長 生田総務課長。

○生田総務課長 それでは、変更契約に係りませう議会の議決につきまして御説明を申しあげます。資料は、資料2のほうを御覧いただきたいと思ひます。現在、地方自治法第180条第1項の規定によりませう軽易な事項につきまして、1,500万円以下の変更契約を締結することを追加していただきますとともに、1,500万円とは、変更に係る金額の合計額であることを確認していただくようお願ひをされているところでございます。このことにつきまして、10月29日に開会をされました議会運営委員会におきまして、委員の皆様から考え方の質疑がございましたので、回答させていただくものでございます。ペーパーの中ほどの事例のところを御覧いただきたいと思ひます。初めにお断りをいたしますが、この図は、いずれも増額の場合を想定して記載をしておりますが、減額の場合も同じ扱いになるということ、まず、お断りを申しあげます。まず①番の、変更契約が1回の場合、1度の変更契約が例えば2,000万円の増の場合は、1,500万円を超えますので議決が必要となりますし、この変更契約が1,000万円増、つまり1,500万円を超えない場合は、これは専決処分をさせていただきたいということでございます。続きまして、②の、契約の変更の回数が複数の場合でございます。例えばですけれども、当初契約から1回目で800万円の増の変更契約を行う場合、これは専決で行わせていただきたいということでございますし、これが2回目の変更契約が、例えばになります、これも800万円の増である場合には、合計で1,600万円の増ということになりますから、1,500万円を超えますので、この場合は議決が必要であるということでございます。続いて、その右側でございますが、これがちょっと懸案ということで、持ち帰らせていただいた案件でございます。例えば、1回目で800万円の増があった場合、専決で変更契約させていただきますが、2回目の変更契約で800万円減となった場合、これは当初の契約の金額に戻ることになります、これはやはり800万円が2回変更になったということで、合計数字1,600万円ということになりまして、議決が必要になるということでございます。下に、考え方を整理して記載をさせていただきます。変更契約が1回であれ複数回であれ、また変更が増額であれ減額であれ、変更する金額の合計が1,500万円以上となる場合は、議決が必要となるという

のが基本的な考え方でございます。複数の変更契約の結果、変更後の契約金額が当初の契約と同額となる場合、既に議決又は専決によりまして当初の契約が変更となっておりますこと、工事内容等が変更となっていることから、変更する金額の合計が1,500万円以上となるときは、軽易とはいえず、議会の議決が必要になると考えるものでございます。説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明が終わりました。先ほどの説明も含めまして、委員の皆様から御意見、御質問がございませんでしょうか。

〔「ありません」と声あり〕

○今城委員長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りをしたいと思います。本件につきましては、この内容で、次回1月28日の議会運営委員会において、2月議会定例会で提案する案をお示しさせていただくということで、皆さん御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 それでは、御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。それではここで、当局は退席をお願いいたします。

〔当局退席〕

○今城委員長 それでは次に、協議事件3、組合議会会議規則の改正についてを議題としたいと思います。本件につきましては、前回10月29日に、委員の皆様にご確認、御了承いただきまして、本日の資料は、改正後の内容で組合議会会議規則の全文を担当に作らせたものでございます。内容について、担当から説明をお願いいたします。

○針田書記長 はい。

○今城委員長 針田書記長。

○針田書記長 そういたしますと、組合議会会議規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。資料は3-1と3-2でございます。よろしいでしょうか。まず、3-1を御覧ください。タイトルは、鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則の一部を改正する規則となっております。これまで、全部改正か一部改正かということで御協議いただきまして、全部改正という方針決定をいただいたところでございますけれども、全部を改正する規則ということになりますと、どこがどんなふうに変ったのか、ということが見えにくいものとなってしまいますことから、内容的には全面改正ということでございますが、タイトルといたしましては一部改正ということにさせていただいたものでございます。よろしくをお願いいたします。まず、改正理由でございます。これまで、相当部分を、米子市議会会議規則の例による、ということとしておりました規定を見直し、本組合独自の会議規則を整備することで、

より一層議会活動の充実及び円滑な議会運営を図ることができるよう、所要の整備を行おうとするものでございます。改正内容でございますが、既に御確認いただいていることと思っておりますので、説明は省略させていただきます。項目を1から49まで明記いたしております。施行期日でございますが、公布の日から、ということにさせていただいております。2枚めくっていただきまして、会議規則の一部を改正する規則の案というのを、ちょっと案という字を漏らしておりますが、表になっているものを御用意しておりますので、御覧ください。表の左側は改正後、表の右側は改正前、現行の規則でございます。新旧対照が分かりやすいように、一部を改正する規則という方式を選ばせていただいております。御覧いただきますと、かなりの部分が新設というふうに入っているのがお分かりいただけるかと思っております。内容につきましては、前回御確認いただいたものに沿ったものとなっておりますけれども、1点、今回案を準備させていただく中で、変更させていただいている部分がございます。改正後の第48条、現行の第24条を御覧ください。表で、4枚めくっていただいた辺りになろうかと思っております。よろしいでしょうか。新しいほうの第48条でございますが、発言の場所ということになっております。これは、改正の前は、発言という項目になっておりまして、組合独自で既に定めているからということで、今まで協議をさせていただいてはおりませんでした。今回改めて案を整備します中で、判明したところでございますが、現在、米子市の規則におきましては、発言は原則登壇、例外として自席での発言ということになっております。しかしながら、本組合におきましては、議運での申し合わせによりまして、発言は原則自席ということになっておりますので、それに合わせて、ほかの項目と同じように、組合独自のやり方が議運の申し合わせ等で示されている場合については、それに合わせて規則を制定するという方向づけをされておりますことから、通常、原則発言を自席、例外発言を登壇という形で規定をさせていただいているものでございます。現行、委員長報告は登壇で行われておりますが、これは現行規定にはございません。規則改正後に、委員長報告をどこで行っていただくかについては、議運で御確認いただければいいのではないかというふうに考えております。以上を踏まえまして、改正後の規則がどのような形になるかをお示ししたものが、資料3-2でございます。これは改正後の案ということになりますが、実際改正されますと、こういう形になるということを御覧いただければいいなというふうに用意したものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○今城委員長 担当からの説明が終わりました。この件につきまして、

私からも再度、御報告をお願いをしたいと思えます。先ほど、針田書記長からもありましたが、全面改正という形で皆様に御協議をいただききております。あ、全部改正ですね。ということになっておりますが、議案として上程するという場合に、一部改正という形で、新旧が分かるようにということが妥当ではないかということがございましたので、そのように、上程する場合の議案名としてのことは、一部改正という形にさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はこの資料を持ち帰っていただきまして、目を通していただいた上で、御意見がございましたら、12月10日の金曜日までに担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。また、御意見がないという、これで承認するという場合も、御連絡を頂戴すれば助かります。この場で、もしも現在のところで何か、ということでしたら皆さんおっしゃっていただきまして。ただ、本日はこの後、本会議も控えておりますので、その件について協議ということはなかなか難しいかなと思えますので、本日出していただきました御意見も含めて、委員の皆様から御意見があれば、その御意見を皆様にお示しをいただきまして、お伝えした上で、皆様の合意をいただいた内容としてつくり上げて、1月28日の議会運営委員会において、2月議会定例会で提案するという案をお示しさせていただきたいというふうに考えておりますが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○今城委員長 そうしますと、今の段階でですね、皆様から御意見がございましたら、お伝えいただければと思えます。

○山本委員 委員長。

○今城委員長 山本委員。

○山本委員 時間が短いようですが、1点だけ申しあげたいと思えます。第54条でございます。質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。となっておりますが、我々町村議会の標準会議規則によりますと、この質疑は3回というふうに標準規則ではなっておりますが、日南町議会では回数の制限を設けておりません。今の時代の流れとして、質疑の回数を減らす、2回というのは現状に合っていないのではないかなあと思えます。一度に変えるのは大変だと思えますので、大体のところは採用されております3回というふうに、変えていただければというふうに提案をさせていただきたいと思っております。

○今城委員長 そうしましたら、本日、この件についての協議をさせていただくことがちょっと難しいと思えますので、皆さん持ち帰りいただ

いてということで、次回、御協議させていただいたりとか、皆様からほかの御意見も頂戴できるかなとも思いますので、それを踏まえた上で次回ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**今城委員長** では、そのようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。では、そのように、御異議なしということになりますので、そのようにさせていただきます。次に、協議事件(4)、その他でございますが、担当の皆さん、また委員の皆様から何かございましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** よろしいでしょうか。議長、副議長いかがでしょうか。

〔「ございません」と声あり〕

~~~~~

### 3 閉 会

○**今城委員長** それでは、ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

午後0時54分閉会



鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

今城 雅子